

〇〇年〇月〇日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の所在地
 群馬県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇
 代表者氏名
 群馬 太郎
 電話番号
 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

役員変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第23条
 第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第52条第1項を記載してください。 第23条

変更になった日及び変更事項を記載してください。

規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役職名	氏名	住所又は居所
〇年〇月〇日 (再任)	理事	群馬 太郎	前橋市大手町一丁目1番1号
〇年〇月〇日 (辞任)	理事	高崎 二郎	高崎市高松町35番地1
〇年〇月〇日 (新任)	理事	桐生 三郎	桐生市織姫町1番1号
〇年〇月〇日 (住所変更)	監事	伊勢崎 松子	伊勢崎市今泉町二丁目410番地

※変更事項欄には、注1のとおり、変更された事項で該当するものを記載してください。

辞任又は退任する役員も記載してください。

住所変更や改姓等があった場合も変更届が必要です。

住民票どおりに記載してください。

「住所又は居所」欄には、住所又は居所を証する書面により証された事項を記載すること。死亡（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。

- 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載すること。
 - 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に、旧姓又は旧名に括弧を付して併記すること。
 - 「住所又は居所」欄には、住所又は居所を証する書面により証された事項を記載すること。
 - 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。
- (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓

約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

(2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面

- 6 変更後の役員名簿については、2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が届け出る場合は、1部）を添付すること。
- 7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

(法第23条第2項関係様式例) 記載例

法人あての書類として
作成してください。

原本は法人で保管し、群馬県へは
コピーを提出してください。

〇〇年〇月〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 御中

住民票どおりの住所、氏名を記載
してください。※直筆が望ましい。

押印の有無については
法人の判断で決めてください。

就任承諾書及び誓約書

理事又は監事の別を明確にしてくださ
い。※記載例では理事に就任するので、監事の
部分を見え消しにしています。

住所又は居所
桐生市織姫町1番1号
氏名
桐生 三郎

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇の理事（又は監事）に就任することを承諾すると
ともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に
違反しないことを誓約します。

法第二十条 次

法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に
違反しないことを記載してください。

員になることができない。

- 一 破産手続
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 四 暴力団の構成員等
 - 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
 - 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
- 法第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

(備考)

住所又は居所については、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票の写し等）により証された住所又は居所を記載する。

(法第10条第1項第2号イ関係様式例 記載例)

役員名簿

事業報告書等提出時の役員名簿とは記載事項が異なりますのでご注意ください。

〇〇年 〇月 〇日現在

変更になった日を記載します。変更日が複数にわたる場合には、一番新しい変更日を記載してください。

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	群馬 太郎	前橋市大手町一丁目1番1号	有
理事	前橋 花子	前橋市大手町二丁目12番1号	無
理事	桐生 三郎	桐生市織姫町1番1号	無
監事	伊勢崎 松子	伊勢崎市今泉町二丁目410番地	無

住民票どおりに記載してください。

役員ごとに報酬の有無を記載してください。

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、住民票等により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記載する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません（法第2条第2項第1号ロ）。